

■議案第40号 四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「公益財団法人四万十公社」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町香月が丘地内 四万十町四万十緑林公園
指定管理者	四万十町香月が丘8番102号 公益財団法人四万十公社
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十町四万十緑林公園は、町民のゆとりと活力に満ちた生活の向上に寄与することを目的に設置した施設であり、平成18年7月1日から現在まで、「公益財団法人四万十公社」（平成24年10月1日に公益財団法人に移行）を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

これまでの指定期間中においては、施設の効用を最大限発揮し、管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。